

新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
業務施設立地奨励金交付要綱に係る申請等に対する処分に要する標準処理期間

平成27年10月8日
住宅都市局長決定

行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業業務施設立地奨励金交付要綱（平成27年10月8日住宅都市局長決定）に係る申請等の事務処理の効率化を図るとともに、手続きの透明性と公平性を確保するため、標準処理期間を下記のとおり定める。

記

- 1 標準処理期間は別表のとおりとする。
- 2 市は前項の期間内に処分できない場合、申請者に対しその理由と共にその旨を通知する。

附 則

平成27年10月8日から適用する。

別 表

処分の名称等	根拠条文	標準処理期間
交付の決定	第6条	30日